

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

平成27年3月27日

京都市教育委員会
委員長職務代理 星川茂一

京都市教育委員会規則第10号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う
関係規則の整備に関する規則

(京都市教育委員会表彰規則の一部改正)

第1条 京都市教育委員会表彰規則の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「教育委員」を「教育長及び教育委員」に改め、同条各号列記以外の部分中「教育委員（教育長を含む。）」を「教育長及び教育委員」に改める。

(京都市教育委員会会議規則の一部改正)

第2条 京都市教育委員会会議規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条」を「(以下「法」という。)第16条」に改める。

第2条第1項中「定例会及び臨時会とする」を「毎月1回以上開催する」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「委員長」を「教育長」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項を同条第3項とする。

第3条各号列記以外の部分を次のように改める。

法第14条第7項ただし書に基づき、会議を公開しないことができる事項は、次に掲げるものとする。

第3条第5号中「生ずる」を「生じる」に改める。

第4条第2項中「応ずる」を「応じる」に、「委員長」を「教育長」に改める。

第5条第3号中「報告」の右に「(法第25条第3項に規定する教育長の報告を含む。以下同じ。）」を加える。

第10条中「会議録」を「議事録」に、「委員長」を「教育長」に、「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第11条とする。

第9条の見出しを「(議事録)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「会議録」を「法第14条第9項に規定する議事録(以下「議事録」という。）」に改め、同項第2号中「出席委員」の右に「及び欠席委員」を加え、同項第4号中「大

要」を「内容」に改め、同項第6号中「委員長」を「教育長」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「会議録」を「議事録」に、「委員長」を「教育長」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「会議録」を「議事録」に、「委員長」を「教育長」に、「はかつて」を「諮って」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 議事録は、これを公表する。ただし、第3条各号に掲げる事項その他公表に適しない部分については、この限りでない。

第9条を第10条とする。

第8条第1項及び第3項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「委員長」を「教育長」に、「えて」を「得て」に改め、同条を第8条とする。

第6条第2項中「委員長」を「教育長」に、「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

(教育長の報告)

第6条 法第25条第3項に規定する教育長の報告は、おおむね1月に1回以上、その都度必要と認められる事項について、行うものとする。

(京都市教育委員会傍聴人規則の一部改正)

第3条 京都市教育委員会傍聴人規則の一部を次のように改正する。

本則中「委員長」を「教育長」に改める。

(京都市生涯学習総合センターの組織及び運営に関する規則等の一部改正)

第4条 次に掲げる規則の規定中「(あて先)京都市教育委員会教育長」を「(宛先)京都市教育長」に改める。

- (1) 京都市生涯学総合センターの組織及び運営に関する規則別記様式
- (2) 京都市野外活動施設花背山の家組織及び運営に関する規則別記様式
- (3) 京都市教育委員会職員住宅使用規則第1号様式及び第2号様式
- (4) 京都市宝が池公園少年スポーツ広場及びこども体育館の使用に関する規則第1号様式及び第2号様式
- (5) 京都市立学校施設使用規則別記様式

(京都市教育委員会公印規則の一部改正)

第5条 京都市教育委員会公印規則の一部を次のように改正する。

第3条の2中「委員長，教育長その他の職員に事故があるため，又は委員長，」を「教育長その他の職員に事故があるため，又は」に，「当該委員長，教育長」を「当該教育長」に改める。

別表第1職印の項中

委員長印

 を削り，同表備考1中「委員長，」を削る。

別表第2中

教育委員会印（一般公印）
委員長印（一般公印）
事務局印（一般公印）
教育長印（一般公印）

 を

教育委員会印（一般公印）
事務局印（一般公印）
教育長印（一般公印）

 に改める。

（京都市立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正）

第6条 京都市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条中「京都市教育委員会教育長」を「京都市教育長」に改める。

附 則

この規則は，平成27年4月1日から施行する。

（教育委員会事務局総務部総務課）